

県南広域振興局長告示第 181 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 8 月 10 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

指定医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
医療法人清和会岩手クリニック水沢(歯科を除く。)	医療法人清和会奥州病院(歯科を除く。)	奥州市水沢区東大通り一丁目 5 番 30 号	平成 19 年 7 月 1 日
医療法人清和会岩手クリニック水沢(歯科に限る。)	医療法人清和会奥州病院(歯科に限る。)	〃	〃
添野歯科医院	添野・高野歯科クリニック	奥州市水沢区谷地明円 37 番地 7	平成 18 年 9 月 15 日